

25生消取第67号
平成25年4月25日

一般社団法人 日本冷凍食品協会
会長 伊藤 雅俊 様

東京都生活文化局
消費生活部長 藤井 秀之



家庭用冷凍食品の価格表示の適正化について（要望）

日頃から、東京都の消費生活行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の11都県は、各都県のスーパーマーケット及びドラッグストアのチラシ広告及び店頭POP等における家庭用冷凍食品の価格表示について調査を行いました。

その結果、各都県において別紙事例のとおり、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条第1項第2号（有利誤認）の規定に違反するおそれのある表示が見受けられました。

そこで、本日、東京都は、家庭用冷凍食品の販売事業者の各団体に対して、関係事業者が景品表示法違反のおそれがある表示を行うことのないよう指導徹底を図ることなどの要望を行いました。

貴協会におかれましては、関係する事業者・団体に対し、景品表示法に違反するおそれのある二重価格表示を行うことのないよう周知徹底するなど、表示の適正化に一層の御協力をお願い申し上げます。

問合せ先

東京都生活文化局消費生活部取引指導課表示指導係

担当：谷川、柴田

電話：03-5388-3066

景品表示法の規定により不当表示（有利誤認）となるおそれのある事例

表示例	景品表示法上の考え方
<p>「メーカー<u>希望小売価格</u>△△円の品、〇〇円！」</p> <p>「メーカー<u>希望小売価格</u>から〇割引！」</p>	<p>製造業者が「<u>希望小売価格</u>」を設定していないにもかかわらず、<u>比較対照価格</u>に「メーカー希望小売価格」等と称して表示した場合、不当表示となるおそれがあります。</p> <p>※「<u>希望小売価格</u>」とは、製造業者、卸売業者、輸入総代理店等（以下「製造業者等」という。）、<u>小売業以外の者により小売業者の価格設定の参考になるものとして設定され、あらかじめ、新聞広告、カタログ、商品本体への印字等により公表されているものです。</u></p>
<p>「メーカー<u>参考小売価格</u>△△円の品、〇〇円！」</p> <p>「メーカー<u>参考小売価格</u>から〇割引！」</p>	<p>小売業者向けのカatalog等により広く呈示されていない価格を、<u>比較対照価格</u>に「メーカー参考小売価格」等と称して表示した場合、不当表示となるおそれがあります。</p> <p>※「<u>参考小売価格</u>」等とは、小売業者の価格設定の参考となるものとして、製造業者等が設定した価格をカタログやパンフレットに記載するなどして<u>当該商品を取り扱う小売業者に広く呈示されているものです。</u>（製造業者等が商談の際に当該商品を取り扱う小売店の一部の問い合わせに対して個別に呈示するような場合は含みません。）</p>
<p>「毎日半額!」、「毎日〇割引!」</p> <p>「冷凍食品〇割引」</p>	<p><u>比較対照価格</u>に用いる価格についてあいまいな表示を行う場合には、不当表示となるおそれがあります。</p> <p>※ <u>比較対照価格がどのような内容の価格であるか（「当店通常価格」なのか、「メーカー希望小売価格」なのか、等）を正確に表示する必要があります。</u></p>

- 景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認）は、価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示を禁止しています。
- 一般消費者が小売業者の販売価格が安いかどうかを判断する際の参考情報は、根拠のあるものを正確に表示し、一般消費者に誤認を与えないようにする必要があります。
- また、当該参考情報が適正に表示されていない場合は、景品表示法違反となるおそれがあります。